（登録の取消し等）

第百三十二条の七十九　国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第百三十二条の六十九の登録を取り消し、又は期間を定めて無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第百三十二条の七十第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第百三十二条の七十三から第百三十二条の七十五まで、第百三十二条の七十六第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第百三十二条の七十六第二項の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第百三十二条の六十九の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第百三十二条の八十　登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機講習事務に関し国土交通省令で定める事項を帳簿に記載し、これを保存しなければならない。

（公示）

第百三十二条の八十一　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第百三十二条の六十九の登録をしたとき。

二　第百三十二条の七十三の規定による届出があつたとき。

三　第百三十二条の七十五の規定による届出があつたとき。

四　第百三十二条の七十九の規定により第百三十二条の六十九の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

（登録更新講習機関の登録）

第百三十二条の八十二　無人航空機更新講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（準用）

第百三十二条の八十三　第百三十二条の七十から第百三十二条の八十一までの規定は、前条の登録、無人航空機更新講習及び登録更新講習機関に関する事務について準用する。

（国土交通大臣による無人航空機更新講習事務の実施等）

第百三十二条の八十四　国土交通大臣は、登録更新講習機関がいないとき、前条において準用する第百三十二条の七十五の規定による無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条において準用する第百三十二条の七十九の規定により第百三十二条の八十二の登録を取り消し、又は登録更新講習機関に対し当該登録に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録更新講習機関が天災その他の事由により無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　国土交通大臣が前項の規定により無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における無人航空機更新講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第百三十一条の十三第二項中「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に改め、同条を第百三十二条の十一とする。

第百三十一条の十二第二号中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に、「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に改め、同条を第百三十二条の十とする。

第百三十一条の十一第一号中「第百三十一条の五」を「第百三十二条の三」に改め、同条第二号中「第百三十一条の七第一項」を「第百三十二条の五第一項」に改め、同条を第百三十二条の九とする。

第百三十一条の十第一項中「第百三十一条の六第一項第五号」を「第百三十二条の四第一項第五号」に改め、同条を第百三十二条の八とする。

第百三十一条の九中「第百三十一条の五」を「第百三十二条の三」に、「第百三十一条の七第一項」を「第百三十二条の五第一項」に改め、同条を第百三十二条の七とする。

第百三十一条の八第一項中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に改め、同条第二項中「第百三十一条の六第二項」を「第百三十二条の四第二項」に改め、同条を第百三十二条の六とする。

第百三十一条の七第二項ただし書中「第百三十一条の四ただし書」を「第百三十二条の二ただし書」に改め、同条を第百三十二条の五とする。

第百三十一条の六を第百三十二条の四とし、第百三十一条の五を第百三十二条の三とし、第百三十一条の四を第百三十二条の二とし、第百三十一条の三を第百三十二条とする。

第百三十四条第一項中「若しくは改造又は」を「、改造若しくは検査、無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は」に改め、同項第十六号中「者又は」を「者」に改め、「整備」の下に「、改造若しくは検査をする者又は無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備」を加え、同項中第十七号を第二十号とし、第十六号の次に次の三号を加える。

十七　指定試験機関

十八　登録講習機関

十九　登録更新講習機関

第百三十五条中「手数料を」の下に「国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に」を加え、同条第七号及び第八号中「技能証明」を「航空従事者技能証明」に改め、同条第十二号中「技能証明書」を「航空従事者技能証明書」に改め、同条第二十三号中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に改め、同条第二十四号中「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に改め、同条に次の九号を加える。

二十五　第百三十二条の十三第一項の機体認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者

二十六　機体認証書又は型式認証書の再交付を申請する者

二十七　第百三十二条の十六第一項の型式認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者

二十八　第百三十二条の十七第一項の承認（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者

二十九　第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明を申請する者

三十　無人航空機操縦者技能証明書の再交付を申請する者

三十一　第百三十二条の五十一第二項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新を申請する者

三十二　第百三十二条の五十一第三項の規定による無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新のための講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者

三十三　第百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者